

# 検討会の今後のスケジュール案と 論点について

# 検討会の進め方と今後のスケジュール案

視能訓練士の学校養成所のカリキュラム等について、長期間見直しが行われていなかったことや関連団体から合同の要望として提示されていることを受けて、以下の基本方針で見直しを検討する。

## <検討会の進め方>

1. 質の向上、患者安全の確保に資するよう視能訓練士の学校養成所のカリキュラム等を見直す。
2. 関連団体から合同の要望として提示を受けた内容等を踏まえ、より安全・有用な教育及び臨地実習が実施されるよう改善点を挙げ、検討し諸規定を見直す。

## 今後のスケジュール予定



令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤推進研究事業)  
研究課題名: 医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究  
研究代表者: 江頭 正人(東京大学大学院医学系研究科)

# 「視能訓練士学校養成所指定規則」、「視能訓練士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 — 要望書事項の全体像 —

## 1. 教育内容及びその単位数の見直しに関する事項

### (1) 視能訓練士法第14条1～2項の指定施設における教育内容及びその単位数の見直しについて

視能訓練士を取り巻く環境から求められる教育とするため、学校養成所の指定基準などの見直しの検討をする。

## 2. 臨地実習の在り方に関する事項

### (1) 臨地実習の1単位の時間数の見直しについて

臨地実習外で自己学習等がある現状を踏まえ、加味した1単位の時間数とすることについて検討をする。

### (2) 臨地実習の中で実践学習すべき範囲の見直しについて

視能訓練士を取り巻く環境から求められる教育とするため、臨地実習の中で実践学習すべき内容の見直しの検討をする。

### (3) 臨地実習前後の評価及び臨地実習後の振り返りの実施について

臨地実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況の把握、指導、学習成果の評価及び臨地実習後の振り返りを必須とすることについて検討する。

### (4) 臨地実習指導者の要件について

臨地実習を行う施設における臨地実習指導者の配置要件として追加する事項の検討をする。

## 3. その他に関する事項

### (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

# 臨地実習の1単位の時間数見直しに関する事項

## 論点

- 臨地実習における1単位は、指導ガイドラインにおいて45時間の実習をもって計算することとしているが、臨地実習時間外で自己学習等がある現状を踏まえ、1単位を40時間以上、自己学習等含め45時間以内とする提案について、どう考えるか。

### <現行の指導ガイドライン>

#### 視能訓練士学校養成所指導ガイドライン

##### 4 授業に関する事項

(2)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3)

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。

### <要望書提案事項（現行に追記）>

#### 視能訓練士学校養成所指導ガイドライン

##### 4 授業に関する事項

(2)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨地実習は1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。

# 教育内容、教育目標及びその単位数の見直しに関する事項

## 論 点

教育内容、教育目標及びその単位数の見直し提案内容について、どう考えるか。

### < 現行 >

教育内容	法第14条第1項単位数	法第14条第2項単位数	教育目標
科学的思考の基盤	14		科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
人間と生活			
人体の構造と機能及び心身の発達	8	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解する。
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8	5	健康、疾病及び障害について、予防と回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
視覚機能の基礎と検査機器	8	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を学習する。
保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	5	3	保健医療福祉の推進のために、心身の状態を理解し、視能訓練士が果たすべき役割について学習する。併せて、地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
基礎視能矯正学	10	10	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養う。
視能検査学	10	10	視能検査の専門的知識と技術を習得し、評価について学習するとともに、職業倫理を高める。
視能障害学	6	6	視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。
視能訓練学	10	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理の立場から必要な知識と技術を習得する。また、感染症に対する対応と救急対応についても学ぶ。
臨地実習	14	11	基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。
合計	93	67	



### < 要望書提案事項（現行に追記） >

教育内容	法第14条第1項単位数	法第14条第2項単位数	教育目標
科学的思考の基盤	14		科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。患者や医療スタッフとの良好な人間関係の構築に必要な能力を養う。
人間と生活 <del>社会の理解</del>			
人体の構造と機能及び心身の発達	8	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統的に学び、生命現象を総合的に理解するための能力を養う。
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	6	健康、疾病及び障害について、予防、発症、治療、回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養うとともに、感染症に対する対応と救急対応を含む医療安全管理の知識、高次脳機能障害や発達障害等の基礎を学ぶ。
視覚機能の基礎と検査機器	8	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を理解する能力を養う。
保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	7	5	保健医療福祉の推進のために、社会保障制度を理解し、視能訓練士が果たすべき役割及び多職種連携について学習する。併せて、地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を養う。
基礎視能矯正学	12	12	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養うために、視覚心理物理、眼位・眼球運動、両眼視機能の生理と病態を理解する。また適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識を理解する。
視能検査学	11	11	視能検査の専門的知識と技術を習得し、画像情報の利用を含む評価技能について学習する。とともに、職業倫理を高める。
視能障害学	6	6	視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。
視能訓練学	10	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理などリハビリテーションの立場から必要な知識と技術を習得する。また、視能障害に対する支援の観点から、視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術を習得する。また、感染症に対する対応と救急対応についても学ぶ。
臨地実習	16	13	基本的な視能矯正の実践技術を習得し、患者との人間関係から共感的態度を養う。また、外来、病棟、手術室など多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得し、医療チームの一員としての責任と自覚を培う。
合計	101	75	

# 教育上必要な機械器具、標本及び模型に関する事項

## 論点

教育内容の見直しに即した標準に整備する品目として、関係団体から提出された見直し提案について、どう考えるか。

## 視能訓練士学校養成所指導ガイドライン

< 現行（赤字は要望書提案） >

### 機械器具

品目	数量
光学顕微鏡 ⇒ 削除	6人で1 ⇒ 削除
心理検査用具	
心理検査用具 3種以上	各1
職業適性検査用具 2種以上 ⇒ 削除	各1 ⇒ 削除
視力測定装置	
遠用 3種以上	10
近用 3種以上	各2
乳幼児用 3種	各1
視野測定装置	
動的量的視野計	10人で1
静的量的視野計	15人で1
中心視野計、中心暗点計 2種	各2
色覚検査機器	
色覚検査表 3種以上	各1
アノマロスコープ	1
色相配列検査 2種以上	各1
前眼部・透光体・眼底の検査及び記録装置	
倒像鏡	4人で1 ⇒ 1
直像鏡	2人で1 ⇒ 10人で1
集光レンズ(14D、20D等)	4人で1 ⇒ 1
* 角膜形状解析装置一式	1
オフサルモメーター	10人で1 ⇒ 1
ブラチドー	2 ⇒ 1
* 角膜内皮細胞測定装置	1
細隙灯顕微鏡(記録装置付を含む。)	2
眼底撮影装置 卓上・手持型含む3種以上 ⇒ 眼底撮影装置	8人で1 ⇒ 10人で1
* 三次元眼底解析装置(SLO、OCT等) ⇒ 三次元眼底解析装置	1
外眼部・眼位・眼球運動撮影装置(カメラ、ビデオ等)	10人で1 ⇒ 1
眼球突出計	10人で1

品目	数量
検眼機器	
検眼レンズセット(クロスシリンダーを含む。) (架台式又は携帯式)	6人で1
遠近用レンズセット	3
レンズメーター	6人で1
瞳孔距離計 3種以上 ⇒ 瞳孔距離計	4人で1 ⇒ 1
他覚的屈折検査機器一式	
レフラクトメーター	8人で1
レチノスコープ(ストリーク又はスポット)	4人で1
模型眼	4人で1
板付きレンズ	5
光学式眼軸長測定装置	1
眼圧測定機器(トノメーター、ノンコンタクト及びシエツを含む3種以上) ⇒ 眼圧測定機器(圧入式、圧平式(接触型、非接触型)を含む3種以上)	10人で1
コンタクトレンズ検査用機器	
コンタクトレンズトライアルセット(ハード及びソフトを含む。)	2
ブラックライト	1
調節検査機器(近点計を含む2種)	3
暗順応検査機器 ⇒ 削除	1 ⇒ 削除
X線フィルムビューアー ⇒ 削除	1 ⇒ 削除
両眼視機能検査機器	
大型弱視鏡 3種以上 ⇒ 大型弱視鏡	8人で1
位相差ハブロスコープ ⇒ 削除	1 ⇒ 削除
斜視角測定機器	
マドックス正切スカラ(5メートル用)	1
角プリズム、プリズムバー	各2人で1
膜プリズムトライアルセット	2
ローレンス斜視計	1

# 教育上必要な機械器具、標本及び模型に関する事項

## 論点

教育内容の見直しに即した標準に整備する品目として、関係団体から提出された見直し提案について、どう考えるか。

## 視能訓練士学校養成所指導ガイドライン

< 現行（赤字は要望書提案） >

### 機械器具

品目	数量
眼球運動(複像)測定装置	
ヘス赤緑試験	1
立体視検査機器	
遠見ステレオテスト	1
近見ステレオテスト 4種以上	4人で1
三柱深径覚計(三杆法)	1
網膜対応検査機器	
残像検査装置	2
ウォース4灯計、ベレンス3色灯	3 ⇒ 各1
バゴリーニレンズ	5人で1
バゴリーニ赤フィルター棒 ⇒ バゴリーニレッドフィルターラダー	10人で1 ⇒ 1
不等像検査機器	2
視能矯正・訓練治療機器	
オイチスコープ(点滅装置を含む。) ⇒ 削除	2 ⇒ 削除
ゴージナートル	3 ⇒ 2
カイロスコープ	3
立体鏡	3
斜視手術器具一式(供覧用)	1
視覚障害者用機器	
視覚障害者用シミュレーションレンズ	1
視覚障害者用補助具	
弱視レンズセット(眼鏡型、卓上型及び単眼型)	各2組
拡大装置	1
遮光眼鏡一式	1
生活用具一式	1
電気生理検査機器	
ERG測定装置	1
眼球運動(EOG、ENG、OKN)測定装置	1
VEP測定装置	1
超音波診断装置(A/Bモード)	1
* 瞳孔反応測定装置(イリスコーダー) ⇒ 削除	1 ⇒ 削除

品目	数量
動物解剖用器具一式 ⇒ 削除	適当数 ⇒ 削除
視聴覚教育機器一式 ⇒ 削除	1 ⇒ 削除
情報処理機器	
パーソナルコンピューター ⇒ 削除	3人で1 ⇒ 削除
光学実験装置	1
中心感度測定装置	
中心フリッカー値測定機器	1
コントラスト感度測定機器	1
バイタル検査用具一式(血圧計、聴診器、体温計、メトロノーム等)	各2 ⇒ 各1
高齢者疑似体験セット	1
車椅子	1
消毒、滅菌装置一式	1
薬品等保存用冷凍冷蔵庫	1

### 標本及び模型

品目	数量
人体模型	1
人体骨格模型	1
人体神経走行模型	1
眼球模型 ⇒ 眼球模型 2種以上	5人で1 ⇒ 各1
頭骨模型	5人で1
病理組織学的標本及び模型 ⇒ 削除	一式 ⇒ 削除

備考 \* を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

# 臨地実習の中で実施する教育内容に関する事項

## 論点

- 臨地実習の中で実践学習すべき内容として、多職種連携、地域医療参画のため、見学・体験等を通じた保健、福祉、介護等の分野での実施を推奨する記載を追加する意見について、どう考えるか。
- 臨地実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況を把握・指導するため、学習成果の評価及び臨地実習後の振り返りを必須とする提案について、どう考えるか。

< 現行 >

## 指導ガイドライン

記載なし

< 要望書提案事項（現行に追記） >

## 指導ガイドライン

（追記イメージ）

- 臨地実習には病院等での実習に加え、保健、福祉、介護等について学ぶ機会を設けることが望ましい。
- 養成施設における臨地実習前後の評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることや、臨地実習での学びの成果を確認する実技試験等）を行うこと。



# 臨地実習指導者の要件に関する事項について(1)

## 論点

臨地実習指導者は、関係団体提出の指針案の基準で定める講習を修了したものであることを各臨地実習施設での努力目標としたいとの要望意見について、どう考えるか。

## (参考) 他職種の臨床実習指導者に完成する部分の記載内容

職種	記載内容 ※指導者講習の修了が要件となっていない場合には記載はない。	備考
視能訓練士 要望書提案事項 (現行に追記)	<p>○実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であること。</p> <p>○厚生労働省が指定する指針に基づく厚生労働省の後援を得て行われる視能訓練士実習施設指導者等養成講習会を修了していることが望ましい。</p>	指導ガイドライン
保健師 ・助産師 ・看護師	実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。	指導ガイドライン
理学療法士 ・作業療法士	<p>理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会</li> <li>・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会</li> <li>・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修</li> </ul>	指導ガイドライン
診療放射線技師	<p>○各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であること。</p> <p>○臨床実習施設を行う施設において、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましい。</p>	指導ガイドライン 2022年4月1日より適用。
臨床検査技師	<p>○各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であり、かつ、厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であること。ただし、在宅や介護といった訪問医療等では、これらにおける実習指導者は医師または看護師とすることを妨げないこと。</p> <p>○養成施設は、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した臨地実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、臨地実習施設とする。</p>	通知(文科省高等教育局長、厚生労働省医政局長) 2022年4月1日より適用。
臨床工学技士	<p>○各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床工学技士として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であること。</p> <p>○臨床実習を行う施設において、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましい。</p>	通知(文科省高等教育局長、厚生労働省医政局長) 2023年4月1日より適用として調整中。

## (通知) 臨地実習指導者講習会の開催指針(案) (要望書一部抜粋)

### 1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 指導者講習会主催責任者 1名以上
  - ※ 指導者講習会を主催する責任者
  - ※ (2)との兼務も可
- (2) 指導者講習会企画責任者 1名以上
  - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 指導者講習会世話人
  - グループ討議の1グループ当たり1名以上
  - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
  - ※ 指導講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

### 2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

### 3. 受講対象者

実務経験5年以上の視能訓練士

### 4. 指導者講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- 4.1 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- 4.2 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- 4.3 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- 4.4 グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。
- 4.5 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- 4.6 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

## (通知) 臨地実習指導者講習会の開催指針(案) (要望書一部抜粋) (つづき)

### 5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の5.1～5.4に掲げる項目を含むこと。

また、必要に応じて5.5及び5.6に掲げる項目を加えること。

- 5.1 視能訓練士養成施設における臨地実習制度の理念と概要
- 5.2 臨地実習の到達目標と修了基準
- 5.3 臨地実習施設における臨地実習プログラムの立案
- 5.4 臨地実習指導者の在り方  
(ハラスメント防止を含む)
- 5.5 臨地実習指導者およびプログラムの評価
- 5.6 その他臨地実習に必要な事項

### 6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

### 【講習会の修了証書】

講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

### 【講習会の実施報告】

講習会修了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。

- 1.1 講習会の名称
- 1.2 主催者、共催者、後援者等の名称
- 1.3 開催日及び開催地
- 1.4 指導者講習会主催責任者の氏名
- 1.5 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
- 1.6 指導者講習会の目標
- 1.7 指導者講習会の進行表(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割)
- 1.8 指導者講習会の概要(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)